

平成20年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成20年 6月16日 午前10:00

○散 会 午前10:50

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	伊藤賢志
会 計 管 理 者	門間鋼悦	産 業 建 設 部 長	宮田隆悦
水 道 局 長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市 民 生 活 部 長	鈴木鋼生	福 祉 保 健 部 長	鈴木公悦
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 事 務 局 長	櫻庭新悦	総 務 課 長	児玉俊幸
市 長 公 室 長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	根 一
建 設 課 長	山口義光	総 務 学 事 課 長	鎌田雅樹
生 活 環 境 課 長	鈴木利美	市 民 課 長	藤原貞雄
社 会 福 祉 課 長	山平重男	高 齡 福 祉 課 長	伊藤律子
健 康 推 進 課 長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎
追 分 出 張 所 長	鈴木久雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田仲茂隆

下水道課長	三浦永寿	都市整備課長	佐々木博信
スポーツ振興課長	菅原徳志	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	昭和総合窓口センター長	川上秀佐男
天王総合窓口センター長	三浦喜博		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第2回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成20年6月16日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 行政報告
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 議案第47号 潟上市ふるさと応援基金条例（案）について
- 日程第 4 議案第48号 潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）について
- 日程第 5 議案第49号 潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第50号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第51号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第52号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第55号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第10 議案第56号 平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第11 議案第57号 平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第12 議案第58号 平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第13 議案第59号 平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第14 議案第60号 平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 1 5 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 6 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

○議長（藤原幸作） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、行政報告】**

○議長（藤原幸作） 日程第1、これより行政報告を行います。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

6月14日、午前8時43分頃発生した岩手・宮城内陸地震において被災に遭われた地域の皆様にお見舞い申し上げます。

また、震度4を記録した本市のこれまでの状況についてご報告致します。

職員配置基準に基づき、部課長が各庁舎に直ちに参集し、午前9時に飯田川庁舎へ警戒部を設置し、被害などの情報収集のため市内の巡回を開始しました。

結果につきましては、公共施設に被害は見られませんでした。道路や農地など建設課、産業課関係および福祉課関係においても被害はありませんでした。

また、11時現在までにこの地震によって男鹿地区消防、湖東消防本部への救急車などの出動要請もありませんでした。

余震も心配されましたが、湯沢や東成瀬村などの県南地域でありましたが、本市を含む中央沿岸地域では心配される状況ではありませんでした。

これらを考慮して、今後直ちに参集できる体制のもとに、12時に警戒部を解散しております。

なお、このことは県にも報告しております。

以上であります。

**【日程第2、議会運営委員長報告】**

○議長（藤原幸作） 日程第2、議会運営委員長より報告があります。15番。

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は6月12日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

総括質疑について申し上げます。

総括質疑については4名の通告者がありました。

抽選の結果、1番めに17番中川光博議員、2番めに14番伊藤 博議員、3番めに11番藤原典男議員、4番めに9番佐藤義久議員となりましたので、宜しくお願ひ致します。

なお、総括質疑は本定例会で2回目の実施となりますが、総括質疑の定義は「議案に対する質疑であって、大綱的、重要度の高いもの、あるいは高度な政治的な判断を要し、市長などの答弁が特に必要なもの」でありますので、議員各位におかれましては改めて確認をお願いし、定義に沿って通告されますようお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

総括質疑通告者が4名でしたので、各常任委員会とも本日の午後1時30分からの開催と致しますので、宜しくお願ひ致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

【日程第3、議案第47号 潟上市ふるさと応援基金条例（案）について から 日程第17、議案第63号 平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第3、議案第47号から日程第17、議案第63号までを一括議題と致します。

議案第47号から議案第63号までについて提案理由の説明は終わっておりますので、これより提出議案に対する総括質疑を行います。

通告者は4名であります。17番中川光博議員、14番伊藤 博議員、11番藤原典男議員、9番佐藤義久議員の順に質疑を行います。

なお、質疑の時間は答弁を含めて15分とし、質疑は自分の席にてお願いします。

最初に17番中川光博議員の質疑を許します。17番。

○17番（中川光博） おはようございます。

通告に従いまして簡潔に質問をさせていただきます。宜しくお願ひ致します。

議案第47号、潟上市ふるさと応援基金条例（案）についてお尋ね致します。

第2条寄附金を財源として行う事業の（2）子ども育成支援事業について3つの説明がありました。対象になる事業の範囲について、1、スポーツ少年団や部活動、文化活動など優秀な人材を育成するため、全国大会規模への出場する小中学生への支援、2つめ、図書館事業の充実、3つめ、文化人やアスリートの講演会や演劇鑑賞などを学校単

位で実施する場合があります。現在、0歳児から6歳児までの子育てについて、社会全体で子育てや子育て支援をサポートしていこうとする子育ての社会化がクローズアップされております。また、今回の市長の行政報告にもありましたとおり、ここ潟上市でも子育てネットワーク協議会（愛称：かたがみっ子元気ネット）が誕生し、子育てや子育て支援の活動が効果的な広がりを見せることが期待されております。このような状況の中で子ども育成支援事業の対象となる事業の範囲について、0歳児から6歳児までの子育て支援事業についてどうするのか伺います。宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 17番中川光博議員の質疑にお答え致します。

確かに先日の一般質問の中で、それから、ふるさと応援基金条例に関して説明申し上げましたけれども、この中で条例第2条の事業区分に当たる子ども育成支援事業として例に挙げたものは主なものを挙げたものであって、今、先ほど中川議員が申される0歳から6歳児、これらの事業に関しても全部取り入れたい。ということは、子ども育成支援事業というのは、あくまでも0歳から14歳までの年少者を対象としたものでございますので、大きくりの事業として挙げてあるものであって、中身的なものについては、これから基金にどのぐらい積み立てできるかわかりませんが、それらに応じて、突発的なものとか、それからイベント的なものを例にして今回説明したものですけれども、先ほど議員がおっしゃった0歳から6歳児、これもすべて対象になると考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 再質疑ありますか。17番。

○17番（中川光博） 大変ご丁寧にありがとうございました。私のちょっと解釈が狭かったということの理解でよかったと思っております。

1つお尋ねですが、ホームページ等への各事業の、例えば詳細な事業についてのPRの際にも、このことをしっかりうたっていただければいいのかなと思います。ここ潟上市も子育てしやすい環境にみんなで行き組んでいるということ、是非全国の潟上市の出身者にお伝えいただければと思います。ご答弁をお願い致します。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） お答えします。

ホームページ、それから、これからいろんなふるさと基金の啓蒙普及なりありますけ

れども、そういうものには細かく詳細についてもうたっていきたいと思っておりますので、どうかご理解のほどお願い致します。

○議長（藤原幸作） 再々質疑ありますか。

○17番（中川光博） ありません。

○議長（藤原幸作） これで17番中川光博議員の質疑を終わります。

14番伊藤 博議員の質疑を許します。14番。

○14番（伊藤 博） 通告に従いまして3点の質問をさせていただきたいと思えます。

関係は、全部議案第55号の一般会計補正予算（案）の中のものであります。

1つめの質問は、債務負担行為の補正についてであります。

予算書の中には第2表ということで債務負担行為補正となっております。この表だけから見ますと、今回の補正の内容が詳細にわからない部分がありますので、再度この債務負担行為補正の内容についてお伺いをするものであります。

もう1点は歳出についてであります。各所管ごとにアスベストの分析業務委託料が計上されております。一番最初には2款1項5目13節で出てくるわけですが、そのほかにもいろいろ所管ごとに出ておりますが、この委託料につきましては、各所管ごとに委託業者が違って、各所管ごとに発注されるのか、あるいは当局の方で窓口が一本化されていて同じ業者に発注されるのを予算上各所管に振り分けをしたものなのか、また、その振り分けをした場合には、どういう積算根拠でこの予算が計上されているのか、面積等によるものなのか、その内容について伺うものであります。

3点めは、同じく歳出についての10款6項4目の文化財保護費の項目ですが、13節に委託料がありますが、その内容を伺うものであります。

また、19節の負担金補助及び交付金の交付先、それから補助金を受けた事業の内容がどのようなものになっているのか、この点についてもお伺いをする、以上3点であります。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番伊藤 博議員の議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（案）の第2表債務負担行為補正についてお答え申し上げます。

まずはじめに、今回、債務負担行為を補正する理由について申し上げます。

社会福祉法人が整備した介護保険関連施設について整備の財源として社会福祉医療事業団からの借入金を利用しております。この償還に対しては県と市で全額を補助してま



いました。県では、行財政改革の一環として歳出の見直しを行っておりますが、この補助金についても例外ではなく見直しがあり、減額されることとなりました。これまでの経緯を考慮して、今回、県補助金が減った分を市で追加して補助を行うための債務負担行為でございます。

なお、今後も県補助金が減った場合に対応できるようにするため、債務負担行為限度額を6ページの補正予算書に示したとおり、金額ではなく文書化したものでございます。

なお、個別の内容について申し上げます。

1点めのデイサービスセンターはまなすの関係でございますが、デイサービスセンターはまなす施設整備資金償還助成金については、平成6年度から補助を行っており、当初は平成25年度までに6,369万2,000円を補助することとしておりました。今回の補正予算で12万7,000円を追加補助し、更に平成21年度から平成25年度までの5年間で159万円を追加補助するための債務負担行為の限度額を設定しております。

また、2番めの特別養護老人ホームわかば園の建設整備資金償還助成金についてでございますが、平成4年度から補助を行っており、当初は平成23年度までに2億6,710万6,000円を補助することとしておりました。今回の補正予算で43万6,000円を追加補助し、更に平成21年度から平成23年度までの3年間で327万円を追加補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 14番伊藤議員の第2点めのアスベストの分析業務委託料について答弁致します。

前もって、これまで国内で使われていないとされていたトレモライトというものがアスベストがまた新たに建築物の吹きつけ物から検出されたということで、厚生労働省の通知、それから総務省からの調査依頼がございました。それでもって、これはうちの方で平成17年度にアスベストの調査を致しております。その調査をした施設のサンプルをこのたび再度調査するものでございます。要するに前回調査したものの中に、そのトレモライトというものが含まれているかいないかということでございまして、その重量成分をまた再検出するというところでございます。

積算根拠ですけれども、1か所当たり4万2,000円、当初の調査は6万円以上、1か

所当たり6万2、3千円以上かかっておりますけれども、今回はサンプル調査ですから4万2,000円ということで、調査対象は市全体で16施設の33か所です。ほとんどが教育委員会に所属するものでございますけれども、このたび東湖小学校のボイラー室、それから湖岸保育園のボイラーの煙突は除去作業をしておりますので、今回の調査対象から省いております。それから、発注でございますけれども、これは財政課が一括して発注するというので、こういうのは特例ということで、特殊業務ということで1業者、前回の調査した業者がまた再び行うということです。詳しいことの箇所数については所管の委員会で説明されると思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 山平教育次長。

○教育次長（山平 東） 引き続き10款6項4目文化財保護費の13節委託料の国指定文化財候補調査委託について申し上げたいと思います。

住所は飯田川飯塚の小玉真一郎氏、現在の小玉醸造株式会社社長の住宅でございます。

文化庁文化部建造物調査官と秋田県文化財保護室が昨年7月5日と17日に敷地内の調査をしております。近代和風建造物として国指定重要文化財に値するという進言がありまして、国指定重要有形文化財に指定申請するための調査委託料でございます。

委託料の内訳としては、建造物の実測調査2万円、図面作成4万円、建造物内外の写真撮影3万円で計9万円となっております。

小玉家内の住宅は建築年が大正12年、築85年経っております。家屋面積が587.49㎡、約177坪でございます。敷地面積が4,527㎡、1,366坪となっております。

次に19節負担金補助及び交付金について、国指定重要有形文化財、現在の神明社観音堂でございます。昭和27年11月22日に指定されております。現在地、飯田川飯塚、その観音堂の隣接する危険木を文化財調査官から伐採を考慮するようにと助言されております。その結果、国へ補助申請を行っております。このたび国補助金が確定したので、その対応額でございます。危険木伐採事業費ということで、総額52万5,000円。内訳として国補助金が2分の1、26万3,000円、市の補助金2分の1ということで26万2,000円の補助でございます。補助金の交付先は、宗教法人神明社代表役員門間久一郎氏であります。

なお、この国補助金は文化財保護法第35条の規定により、所有者または管理団体に直

接交付されることになっております。

樹種は杉の木でございます。直径約1m、高さが約25から30mとなっております。樹齢約300年となっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 再質疑ありますか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点だけ、債務負担行為の補正のことについてであります。1点確認したいのですが、先ほどのご説明の中で県の補助金が減った分を市が増やして補助をしなければならないというご説明があったわけなのですが、県の減った分を市が増やすということですが、これからこういうような事例がまだ出てくるのか、それから、これから新たにこういう措置がとられた場合、県の補助がなくなった場合に市が増やさなければならないというようなことにどんどんなっていくのかどうか、今後の方向性をひとつ教えていただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 14番の再質問にお答えします。

この件については、査定の段階で私が一番先に確認しました。なぜ県の対応がこうなったかということと、もう一点は、当初担当からは敬仁会の方の補正がきましたと。ふたあら会の方は請求がなかったから乗せないと、そんなばかなことはないだろうと、平等にしろということで2施設を措置をした。この後どうなるかということについては、この福祉施設はないと、該当項目はないというようなことであります。もしあるとすれば、これから調査して県の方へ、私はもう敢然と抗議を申し込みました。これからも抗議を申し込みます。答えは、今のこの関係はないという答えであります。

○議長（藤原幸作） これで14番伊藤 博議員の質疑を終わります。

11番藤原典男議員の質疑を許します。11番。

○11番（藤原典男） 3点にわたり質問したいと思っております。

議案第47号、潟上市ふるさと応援基金条例（案）について、第2条で寄附金を財源として行う事業として（1）緑と水の環境保全事業、（2）子ども育成支援事業、（3）郷土文化財保存事業、（4）その他まちづくりに資する事業とあるが、寄附金希望者が例えばある1つだけに賛同し、それだけに使っていただきたいと申し入れた時、その扱いはどうなるのか、そのような声が多く出た場合には4つの事業ごとに募金会計や事業を分けることなのか考え方を伺いたいと思っております。

議案第48号、潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）について、各施設の管理を指定管理者に行わせる場合に、案では利用料を利用料金として変えて、その次に利用料金の減免、そして還付について述べているが、具体的な内容がうたわれておらないので、どのような内容が想定されるのか伺いたい。またこの際、減免や免除などは身体障害者や高齢者の方に行うとはっきり明記してはどうか、市当局の考え方を伺いたいと思います。

次に、議案第50号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、国保税は今年から資産割をなくし、各旧町の税率の調整の提案ですが、せっかく資産割がなくなる反面、後期高齢者制度による支援金の負担が出ました。結果的には従来より国保の負担額が多くなると思われます。秋田県広域連合に対する負担金が収納率の関係で足りなく集まった場合、また、反対に多く集まった場合には、その扱いはどうなるのか。また、所得の低い方に対し支援金部分での減免はないのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 11番藤原議員にお答え致します。

寄附者が4つの事業のうち、用途を指定してきたときの扱いということでございますけれども、まずもって基金は事業ごとに管理するものではなく、管理するというか設置するものではないわけです。潟上市ふるさと応援基金として、1つの基金として一括管理します。それから、これらの事業のうち、どの事業に充てるかについては条例に基づいて寄附する方の応援しようとする意向が反映されやすいように条例施行規則に定めるところのふるさと応援寄附金台帳で管理致します。ですから4つの事業の中で1つで一括して管理しますけれども、寄附金台帳ですべて明細がわかるようにするというところでございます。

次に、潟上市の公の施設の管理を指定管理者に行わせる関連でございますけれども、利用料金の減免及び還付については条例に規定されておりますので、指定管理者が管理運営しても同じ扱いをするように減免と還付を盛り込んでおります。

それから、身体障害者および高齢者については具体的に明記してほしいとのことですが、各設置条例の基本的な利用料の変更は考えていないことから、その取り扱いは今まで、従来どおりと変わっておりません。ですから、今この指定管理者を導入したからと

いってそれぞれ減免とか新たに設ける必要はないということでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 11番さんにお答え致します。

第3点めの国民健康保険税条例の関係ですけれども、収納率の関係で負担金等に減、あるいは増が生じた場合どうするかということでございますが、国保税として医療分、介護分、支援金分として賦課されるものでございまして、収納率が多く集まった場合、これは今後の不測の事態に備え、留保財源として後年度に備えと。また、不足が生じた場合は、これは繰越金、あるいは基金、予備費等から補てんすることと考えております。

また、減免についてのことをお伺いでございますけれども、これもこれまでの介護分、医療分と同様、国保税の中で所得に応じて7割・5割・2割の減があります。

減免については、国保税条例の19条でその条文がうたわれておりますので、それに合致した場合は市長の判断のもとで減免措置を講ずることはできます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 再質疑ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 潟上市ふるさと応援基金条例ですけれども、ふるさと応援基金台帳をつくって管理するというようなご答弁でございましたけれども、これはこのことに使っていただきたいという申し入れがありますと、そのことを書いて公表するという事になっていきますけれども、この条例の中には公表する際にその方のをここに使ったという、出したというお名前を確認する条項がないので、そうだとすれば台帳だけでも終わってしまうのかなという感じで、その人の意思が反映できないのではないかということについてどう考えているかということについてお聞きしたいと思えます。

それから、指定管理者の問題ですけれども、従来どおりという話がありましたが、従来どおりであれば障害者団体とか高齢者団体、障害者個人個人についてそういうふうになってきたのかどうか確認の意味でまたお願いします。

それから国保の関係について、まず大体分かりましたけれども、支援金の部分でも減免になるということでございますけれども、私がちょっと調べましたら、減免できる世帯が特定世帯と、それから特定世帯以外ということで減免の率が違ってきますね。この意味というのはどういうことなのでしょう。

○議長（藤原幸作） 鈴木市長公室長。

○市長公室長（鈴木 司） 11番藤原議員にお答えします。

寄附されたいわゆるその用途を限定してその事業に充ててほしいと、その寄附者に対してどのような形でいわゆる公表なりお知らせをしていくのかという質問です。

基本的にこの条例の中でその用途の状況については、年度から3か月以内でもって、いわゆる広報なり、あるいはホームページでお知らせしていくということが、まず公の方法です。それから、個人に対しては礼状ならびにその用途の状況というものを併せて包括的に説明をしていくと、報告をしていくという考え方をしていますので、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 再質問にお答え致します。

利用料金、例えばそれから減免措置、それら利用料金というのは指定管理者が条例にうたわれているのが限度額でございます。それ以上を売り上げする場合、減額する場合、すべてこれは市と協議するという形になってございます。ですから、現在条例にうたわれている利用料金を減免したり、それから減額したりすることは指定管理者の発想でいろんなことはできますけれども、それ以上に上げたりする場合には、当然市と協議しなければならないということでございます。

それから、身体障害者、高齢者、具体的に明記してほしいということですが、それぞれの設置条例の中にそういう細目というものはすべて盛り込んでございますので、そのものが生きてくると。あくまでも条例が優先ということになります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤 正） 11番の再質問にお答え致します。

減免の関係ですが、特定世帯に係る関係は、減免というよりも軽減ということで、これまで世帯の中で後期高齢者へ異動したことによって単独世帯になった世帯、これにつきましては平等割が2分の1になるという軽減措置でございます。

減免につきましては医療分、介護分、支援分と分けて減免するわけではなくて、国保で一本としての減免ということですので、従来の減免と変わりなく、所得に応じてそれに合致すれば、生活保護基準に照らし合わせて基準を満たせば減免するということになります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 再々質疑ありますか。11番。

○11番（藤原典男） ふるさと応援基金条例ですけれども、いろいろ寄附された方にも報告書をやるということですから、たぶん名前を伏せてくださいということで特定してやった場合ということも考えられますよね。名前を挙げてもいいとかだめだとかということもありますけれども、そこら辺でどういうふうに反映なっているかというのはわからない状況もありますけれども、そういうふうな場合に、この条例の中では名前を公表するとかしないとかということは書いていませんので、そこら辺の確認というのはどういうふうにやるのか。そのことと、あとは国保の関係では特定世帯とそれ以外というのは、後期高齢者医療に入ったところで、やはりまた7割・5割・2割に減免した中でもまた半分という考え方でよろしいですか。

○議長（藤原幸作） 鈴木市長公室長。

○市長公室長（鈴木 司） 11番藤原議員にお答えします。

個人の方に、いわゆる礼状なりを送付すると。公表する部分の中、個人の方にお知らせする分も公に、いわゆるその広報、あるいはホームページでその用途が固まったものについてはお知らせするということでありまして、個人のいわゆるプライバシーというものは当然守られるべきでありまして、礼状、あるいはお知らせする分の公にお知らせする分についてだけ周知していくという考え方をしています。

○議長（藤原幸作） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤 正） 減免についてお答え申し上げます。

軽減措置が働いてなおかつ減免されるのかどうかということですが、それは特定世帯だから減額措置になった関係で減免ならないかということとは関係なく、生活保護基準に照らし合わせて、それに沿って減免措置が働くということになります。

○議長（藤原幸作） これでもって再々質疑を終わらせていただきます。

○11番（藤原典男） 意味がちょっと違うみたいなんで…。

○議長（藤原幸作） はい、じゃあ11番どうぞ。

○11番（藤原典男） 7割・5割・2割を所得によって減免したほかに、特定世帯と、それ以外の世帯ではまた半分とかとなるのかというようなことを確認したいということなんですよ。

○議長（藤原幸作） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤 正） 特定世帯につきましても7割・5割・2割の軽減措置が働くということでございます。それ以外の方、特定世帯以外の方は通常どおりの軽減措置は7割・5割・2割しか働かないということでございます。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

.....

午前10時41分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤 正） 再度お答えします。

特定世帯、2分の1減額措置になって、更にそれに7・5・2の軽減措置が働くかどうかということですが、当然そのように7割・5割・2割の軽減が働きます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで11番藤原典男議員の質疑を終わります。

9番佐藤義久議員の質疑を許します。9番。

○9番（佐藤義久） 通告に従い、質疑を致しますが、質疑には現場、利用者を考慮した若干の意見を付してお尋ね致します。

議案第48号、各条例の指定管理者の業務についてお伺い致します。

指定管理者の施設利用に関しては、利用者が快適に過ごせる状態を保てる施設の整備が大切であります。施設管理の範囲、業務内容の規則・規定はどのようになっていますか。

施設個々の作業、管理基準マニュアルはどのようにしていますか、についてであります。例えば運営については専用のグランドゴルフ場の場合は、グランドゴルフ協会がかかわることでよい運営が可能です。運営委託条件、特定団体を指定して専門知識を活用し、利用者の利便を図ることに効果があります。作業、管理基準マニュアルはどう構築しますか。

次に、市は委託の施設全部の一括管理の課または部署を置く考えはありますか。すべての委託施設に共通点があります。契約、管理監督、整備に関する一元を行うという観点からお伺い致します。

最後に、市長の委託契約から関連にまでの業務作業まで、フローチャートはどのよう



にしますか。業務と作業の明確化が必然です。利用する市民にとりましては、同一施設、統一されて一貫した管理体制があることが必要です。規定・規則の素案はいつ頃提示しますか。

以上です。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 9番佐藤議員にお答え致します。

1番と2番の施設管理の範囲と、それから2番の作業管理マニュアルということで、この1番と2番、関連ございますので一緒にお答え致します。

施設管理にかかわる規則・規定、管理基準マニュアルについてということですが、規則・規定というものはまず定めておりません。ただし、12月の定例会で予定されている指定管理者の団体を議決する場合、管理協定書というものが具体的に定められます。相当の分厚いものになってきます、協定書の中身は。当然仕様書、それから協定書で執り行います。ですから、利用者の要望などについては、管理協定、その都度直接指定管理者へ伝えていくと、もらうということですが、ただその各施設の所管課が施設の目的や形態に当たっているかということに管理運営の指導はしてまいります。

次に、3番は市の委託の施設の全部、もしくは一括管理の課を、部署を置くかということですが、委託施設全部を一か所の部署で一括管理できないかということですが、現状としては市の条例上、それから設置目的がございます。ですから予算執行も含め行政財産として各施設の所管課がその指導管理をするというふうになります。ただ現在、指定管理のこの条例とか、それから指導というか総括的な指導、それから協定書の作成、仕様書の作成、それは総務部の方で一括しておきますけれども、ただそれぞれ一つの施設の指導管理は、それぞれの所管課で、当然予算もございますのでやっていくと。それから、当然それに伴って修繕費等も絡みますから、それらで行うと。

それから、4番めの委託先から管理人、業務作業までのフローチャートということですが、指定管理者による作業内容というのは管理協定書で具体的に定めるわけなんですけれども、ただこれは要望書というか申請書が出てきた段階で書類上でわからない場合、不明な場合はプレゼンテーションを行います。ですから、当然管理者はこの協定書、もしくはプレゼンテーションの内容を見まして、それが選定委員会で決めるわけですが、作業工程をあまりきめ細かくうちの方で定めると、要するに指定管

理者となる方のやっぱりコスト削減、一括管理という場合、一連の作業上の工程がございまして、それらは業者の発想というか、いろんな工程があると思いますけれども、ですからうちの方でそういう作業のきめ細かい作業というか、ただ、協定書なり仕様書なり、それからプレゼンテーションを行う場合、その内容というのは当然うちの方で評価すると、評価というか審査基準の対象になるということですので、現在はフローチャートとかそういうものは定めてございません。

以上です。

○議長（藤原幸作） 再質疑ありますか。9番。

○9番（佐藤義久） 今、規則・規定はどのようにということの1点ですが、協定書で作業内容を明記していくというようなお話でしたが、規則などに盛り込まれていないと我々の目に触れることはないわけで、委託管理指定者はどのような方向、方法で作業をするのかということを我々の目にも見えればいいなという考え方はあります。それで規則に明記したらどうでしょうかと。それから、フローチャートは今のところないようですよと言っていますけれども、今後作る考えはあるのかどうか、その2点です。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 佐藤議員にお答えします。

当然、作業をする場合、指定管理者が前もってその施設に通知すると思います。利用者にわかるように通知するはずでございます。そういう協定書、そういうものは何というか年間のスケジュールというか、そういうものはすべてそういう施設の利用者がわかるようにうちの方で指導してまいります。ですから、フローチャートとは言えませんが、ただそういう作業工程がわかるような、指定管理者がこれからどんな作業に入るのかということでわかるような、利用者にわかりやすいような、そういう表示の仕方はさせていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで9番佐藤義久議員の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第63号までの15件については、6月10日に配付致しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日は、これで散会します。

なお、6月20日金曜日、午前10時より本会議を再開しますのでご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

---

午前10時50分 散会

